

社会資源の活用と留意点、多機関連携のポイント

森 恭子

日本社会福祉士会 多文化ソーシャルプロジェクトメンバー
日本女子大学 人間社会学部 教授

【発行】

国立障害者リハビリテーションセンター 企画・情報部
発達障害情報・支援センター

本日の話題

1. 社会資源とは何か
2. 地域の社会資源および外国人特有の社会資源について
3. 社会資源活用の留意点
4. 多機関連携についてー連携の必要性和ポイント

1. 社会資源とは

○社会資源とは

- ・相談者の生活や福祉のニーズを充足したり、課題解決・改善のために活用できるあらゆるものを社会資源と呼ぶ。
- ・具体的には、諸制度・サービス、機関・施設、組織・団体、人、物品、資金、情報、拠点、ネットワークなど。

○社会資源のタイプ

①フォーマルな社会資源

- ：法律や制度に基づいた行政サービス等の公的な資源。
- ：支援対象者の要件やサービスの種類・内容が決まっている。

②インフォーマルな社会資源

- ：私的な人間関係や民間の自由意思を基盤に提供される資源。
- ：家族、親族、近隣住民、友人、職場の同僚、ボランティアなど。
- ：融通性が高い。専門性は低く安定性に欠ける。

*セミフォーマルな社会資源

- ：NPO・NGOなどの民間非営利の支援機関、民間営利企業

2. 地域の社会資源の分類と内容および外国人特有の社会資源の例

分 類	地域の社会資源の内容	外国人特有(例)
(1)諸制度・サービス	社会保障・福祉の制度、各種の施設や機関・組織によって地域住民に提供されるさまざまな諸制度・サービス	政府による難民等に対する諸制度・サービス
(2)機関・施設 (フォーマル)	相談支援機関、社会福祉施設、病院、診療所、学校、保育園、幼稚園、児童館、公民館などの各種施設	外国人在留支援センター、一元的相談窓口、自治体国際化協会・国際交流協会、RHQ支援センター、国際機関、日本語学校
(3)組織・団体 (インフォーマル等)	地域の地域福祉に関連する組織や団体。自治体・町内会や老人クラブ、民生委員協議会、ボランティアグループや当事者団体、特定非営利活動(NPO)法人、各種のサークルなど多種多様な組織や団体	外国人・難民支援団体、エスニックコミュニティ、宗教団体
(4)人材	家族、近隣、ボランティア、社会福祉領域やその他の領域における各種専門職	通訳・翻訳者、法律の専門職(弁護士、行政書士)、外国人支援コーディネーター
(5)資金	地域福祉の施策や実践に関する事業費や委託・補助などの公的財源や会費、寄付金、利用料金、助成金などの民間財源	外国人支援に関する助成金
(6)情報	地域福祉の施策や実践に必要な情報。地域の特性や福祉ニーズに関する内容や各種の社会資源に関する内容などさまざまなもの	外国人支援ポータルサイト、多文化共生ポータルサイト、大使館、母語での情報源
(7)拠点	地域福祉実践を行ううえで、利用者や地域住民が集い話し合いをしたり、サービス提供を行ったりする活動拠点。	日本語教室、宗教関係(教会、モスク、寺院)、エスニックコミュニティの集まり
(8)ネットワーク	地域における社会福祉や他の専門職、関連する住民組織やリーダー、一般住民等が協力・連携する仕組み。	エスニックコミュニティや宗教のネットワーク

2-(1)- ① 諸制度・サービスについて(一般)

*在留資格の有無や違いにより、公的な諸制度・サービスの利用は制約されている。

○一般的に、在留カードが交付されている外国人 (日本に3か月を超えて在留する外国人)は、中長期在留者とみなされ、日本での生活にかかわる社会保障制度の利用対象者となる。

○ただし、在留資格の種類によって、社会保障制度が利用できるかどうかは異なる。

○在留資格がない場合でも、母子保健サービス(母子健康手帳の取得、入院助産)を受けることができる。また、労働関係法令(労働基準法など)は、日本国内で働いている以上は原則として適用できる。

<社会保障制度の分類>

社会保険

・医療保険／雇用保険／介護保険／年金

社会福祉

・児童／母子家庭／高齢者／障害者福祉
・生活困窮者自立支援

公的扶助

・生活保護

保健医療・ 公衆衛生

・母子保健／予防接種など

○生活保護

- ・永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、難民認定者などの活動に制限のない人などは、生活保護に準じた保護の対象になる場合がある。

○国民健康保険

- ・国民健康保険の加入要件は、在留期間が3か月以下でも、「興行」「技能実習」、「家族滞在」、「特定活動」の場合、3か月を超えて在留すると認められる人は加入できる。

○国民年金

- ・原則、日本国内に住む20歳以上60歳未満の人は全員、加入する必要がある。日本が社会保障協定を結んでいる国の年金加入期間がある人は、両国の年金加入期間を通算し、日本や協定国から年金を受け取ることができる。

<国民健康保険の加入要件>

- ・ 住民登録を行っている人で、職場の健康保険の対象でない75歳未満の人は、国民健康保険に加入することになります。
- ・ 外国人については、次のいずれかに該当する人を除いて、国民健康保険に加入する必要があります。

- ① 在留期間が3か月以下（※）
- ② 在留資格「短期滞在」
- ③ 在留資格「特定活動」のうち、「医療を受ける活動」又は「その人の日常の世話をする活動」をする人
- ④ 在留資格「特定活動」のうち、「観光、保養その他これらに類似する活動」をする人
- ⑤ 在留資格「外交」
- ⑥ 不法滞在などで在留資格のない人
- ⑦ 日本と医療保険を含む社会保障協定を結んでいる国の人で、本国政府からの社会保険加入証明書（適用証明書）の交付を受けている人



（※） 在留期間が3か月以下でも、在留資格が次のいずれかの場合で、資料により3か月を超えて在留すると認められる人は、加入できます。

- ・ 在留資格「興行」
- ・ 在留資格「技能実習」
- ・ 在留資格「家族滞在」
- ・ 在留資格「特定活動（上記③又は④に該当する場合を除きます。）」

（出典）出入国在留管理庁監修（2025）『生活・就労ガイドブック～日本で生活する外国人の方へ 第7版』66頁

2-(1) ー② 諸制度・サービスについて(外国人特有)

国の制度として、難民等については、特別な支援制度がある。

難民事業本部(RHQ : Refugee Assistance Headquarters)が、政府(出入国在留管理庁・文部科学省・厚生労働省)から委託を受けて、難民等の支援を実施。

<https://www.rhq.gr.jp/>

A. 難民等の定住支援プログラム

- ・条約難民、第三国定住難民、補完的保護対象者を対象
- ・RHQ支援センターで、定住支援プログラム(難民とその家族の生活の自立支援)
 - ①日常生活に必要な日本語力を身につける日本語教育
 - ②日本の社会制度や生活習慣、文化、保健衛生等を学ぶ生活ガイダンス
 - ③就職先や職場適応訓練先のあっせん

B. 難民認定申請者の保護費

- ・出入国管理及び難民認定法に基づき、難民認定申請者のうち生活に困窮するものに対する支援
保護費(生活費・住居費・医療費)の支給

2-(2) 機関・施設(フォーマル)

<主な一般的な相談支援機関>

●市区町村の窓口

- ・各領域の担当窓口、ワンストップ窓口
- ・生活困窮者自立支援の窓口

●児童・若者

- ・教育委員会、児童相談所
- ・子ども家庭センター、子ども・若者総合相談センター

●障害者保健

- ・保健所・保健センター、基幹相談支援センター
- ・身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、
- ・精神保健福祉センター、発達障害者支援センター

●高齢者

- ・地域包括支援センター

●女性

- ・女性相談支援センター、配偶者暴力相談センター

●その他

- ・市町村の社会福祉協議会
- ・ひきこもり地域支援センター
- ・法テラス(日本司法支援センター)など

<外国人特有の相談機関>

■外国人在留支援センター(FRESC:フレスク)

- ・政府の関係機関が集まった相談窓口
- ・地方自治体・企業・外国人個人の相談に応じる

■地方公共団体の相談機関・窓口

- ① 地域国際化協会・国際交流協会
：地域の国際交流や多文化共生のための組織
：地方公共団体の外郭団体や民間団体
- ② 一元的相談窓口
：外国人のワンストップ型の相談窓口の設置

■難民事業本部(RHQ)

- ・日本政府(出入国在留管理庁・文部科学省・厚生労働省)からの委託を受け、難民等支援を行う。

■国際機関

- ・UNHCR(国連難民高等弁務官事務所)
- ・IOM(国際移住機関)

2-(3) 組織・団体(インフォーマル・セミインフォーマル)

<地域の組織・団体>

- 自治会、町内会
- 民生委員・児童委員協議会
- 当事者団体・自助グループ
- 特定非営利活動(NPO)法人
- ボランティアグループ
- 各種サークル
- 商工会議所、農業団体など

<外国人特有の組織・団体>

■外国人・難民支援団体(NPO,NGO団体、ボランティア団体)

・生活全般、人権擁護、医療、教育、就労、子育て、日本語支援、在留資格、災害支援、移住労働者、女性、難民などの各団体によりさまざまな支援を提供

・「多文化共生支援団体リスト」(一般財団法人自治体国際化協会)
(<https://www.plaza-clair.jp/interview/list.html>)

・国内の国際NGOの情報(国際協力NGOセンター:JANIC)
(<https://www.janic.org/>)

■エスニックグループ

・同国出身者、人種、民族ごとに形成する共同体
・同じ境遇、言語、文化、宗教、習慣などで共感。
・情報交換、相互に援助
・言語・文化・宗教の継承(イベント、行事)

■宗教関連の団体

・キリスト教、イスラム教、ヒンズー教、仏教など。
・教会やモスク、寺院で集まる。

2-(4) 人材

<専門職>

- ・福祉系(社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、コミュニティソーシャルワーカー、スクールソーシャルワーカー、医療ソーシャルワーカー、多文化ソーシャルワーカー等)
- ・心理系(公認心理士、臨床心理士、カウンセラー等)
- ・医療保健系(医師、看護師、保健師、理学療法士、作業療法士等)
- ・法律系(弁護士、行政書士、司法書士等)
- ・通訳者・翻訳者
- ・外国人支援コーディネーター(*)

<非専門職の人たち>

- ・家族、親戚、友人、知人(出身国や海外にいる人も含む)
- ・職場の同僚、大家さん
- ・近隣住民
- ・民生児童委員、福祉委員

*外国人支援コーディネーター

- ・出入国在留管理庁による認証資格
- ・2024年度より養成研修が開始。
- ・地域社会で、外国人の支援に携わる人材・団体の育成を目指す。
- ・生活上の困りごとを抱える外国人を適切な支援につなげることのできる人材。
- ・外国人の受入れ環境の整備の役割を担うことが期待されている。

2-(5) 資金

○支援組織・団体の財源:事業費や委託・補助などの公的財源、会費、寄付金、利用料金、助成金などの民間財源

2-(6) 情報

○出入国在留管理庁「外国人生活支援ポータルサイト」

- ・外国人および支援者向けの有用な情報提供
- ・「生活・就労ガイドブック」をやさしい日本語および多言語で提供。

(<https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>)

○文部省「かすたねっと」

- ・外国につながるのある児童・生徒の学習を支援する情報検索サイト

(<https://casta-net.mext.go.jp/>)

○自治体国際化協会:CLAIR(クレア)「多文化共生ポータルサイト」

- ・多文化共生に関する施策立案や情報収集をサポートするポータルサイト

(<https://www.clair.or.jp/tabunka/portal/index.php>)

○日本年金機構

- ・年金に関する説明やお知らせを分かりやすく伝える。多言語のパンフレット・リーフレットを提供。

(<https://www.nenkin.go.jp/international/index.html>)

○医師会「外国人患者向け医療ポータルサイト」

- ・病院を探したり、医療に関する相談・通訳に関する情報の提供。

(<https://www.med.or.jp/people/foreigner/>)

○国立障害者リハビリテーションセンター・国立特別支援教育総合研究所「発達障害ナビポータル」

- ・外国につながる発達障害児者への支援に関する情報提供を含む。

(<https://hattatsu.go.jp/special/pamphlet-for-foreign-parents/>)



2-(7) 拠点

- ・地域住民や利用者が集い話し合いをしたり、サービスを提供する活動拠点や居場所。
- ・エスニック・グループの集まり、宗教機関(教会、モスク、寺院等)
- ・地域の国際交流の場や日本語教室

2-(8) ネットワーク

○ソーシャルサポートネットワーク

- ・相互に積極的につながり、協力・連携し、支え合いの仕組み。
- ・社会生活を送る上でのさまざまな問題に対して、
 - ①個人をとりまく家族、友人、近隣、ボランティアによる援助(インフォーマルサポート)
 - ②公的機関やさまざまな専門職による援助(フォーマルサポート)にもとづく支援体制

○さまざまな地域のネットワーク

- ・行政と民間との連携・協働のネットワーク
- ・領域・分野・対象者・課題別の支援ネットワーク
- ・地域の支え合いのネットワーク
- ・エスニック・グループ、宗教関係のネットワーク

*発達障害児者のための主な社会資源

○市区町村相談窓口

- ・障害福祉課、障害支援課など
- ・児童発達支援センター
- ・子育て支援センター
- ・保健センター
- ・基幹相談支援センター
- ・教育委員会、教育相談センターなど

*市町村によって名前が異なる場合があるので注意

○発達障害者支援センター

- :各都道府県・政令指定都市
- :発達障害児(者)への支援を総合的に行うことを目的とした専門的機関

○児童相談所

- :各都道府県・指定都市、東京23区の一部
- :子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、必要な援助を行う

○障害者手帳

- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・療育手帳(知的障害者)

○福祉サービス

- ・児童発達支援・放課後等デイサービス
:療育・訓練
- ・障害者就労支援センター
- ・地域活動支援センター

○手当

- ・特別児童扶養手当
- ・障害児福祉手当
- ・特別障害者手当

○年金

- ・障害年金

○発達障害に関する情報

発達障害ナビポータル

<https://hattatsu.go.jp/>

発達障害情報・支援センター

<https://www.rehab.go.jp/ddis/>

発達障害教育推進センター

<https://cpedd.nise.go.jp/>

3. 社会資源の活用における留意点

① 日本の社会資源そのものの説明

- ・外国人相談者の自国には、日本と同じ社会資源があるわけではないため、日本の諸制度や仕組みを伝える。
- ・その際、日本の文化や価値観を押し付けないようにする。

② 社会資源へのアクセスとそれを伝えるコミュニケーション能力

- ・主流は日本語での情報が提供されているため、外国人には、アクセスは難しい。
- ・社会資源についてわかりやすく伝える(多言語パンフ、翻訳、通訳の手配、翻訳アプリ、やさしい日本語での対応など)

③ 外国人相談者の状況や文化的背景を理解し、心情に寄り添う

- ・相談者本人のそれぞれの置かれた状況、文化的背景、心理的な不安や抵抗感を理解し、彼らの心情に寄り添いながら、社会資源の効果的な活用を検討する。
- ・外国人相談者の母国の事情なども、ニュースやSNSなどで情報を収集。

3. 社会資源の活用における留意点(つづき)

④ 社会資源の積極的な活用

- ・地域住民としての外国人の認識。
- ・諸制度やサービスの利用要件の正確な情報を得て、制度の柔軟な運用に向けて交渉すること。

⑤ 社会資源の情報収集とアップデート

- ・日頃から、社会資源について情報収集しておく。
- ・外国人施策は変化が激しいので、常に新しい情報を更新しておく。
➡出入国在留管理庁「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」

(https://www.moj.go.jp/isa/support/coexistence/nyuukokukanri01_00140.html)

- ・地域によっての社会資源の格差
- ・地域の会議・協議会、ネットワーク、研修会・勉強会などでの人脈づくり
- ・地域の資源リストの作成や開発

4. 多機関連携についてー(1)なぜ連携が必要なのか？

○私たちの生活は多面的である。

○生活関連の施策や制度・サービスは分業化されている。

○分野横断的なアプローチが必要

○外国につながる人たちの問題は、複雑・複合的な問題が多いため、相談対応にあたっては、関係者・関係機関が緊密に連携し支援にあたることが求められる。

<私たちの生活>



4. 多機関連携についてー(2)ポイント

① それぞれの機関の情報収集

- ・地域の行政および民間支援機関、団体、組織等の情報収集。

② 顔の見える関係づくり、ネットワークの構築

- ・定期的な連絡会議(協議会等)を開いたり、一緒に研修会・勉強会を開催したり、困難事例のケース会議(カンファレンス)などを行うなど。
- ・既存の支援体制・ネットワークへの参加

③ 役割の明確化

- ・それぞれの機関のサービスの強みを活かすとともに、支援がバラバラに展開されないように役割を明確化する。
- ・全体を調整するコーディネーターの配置

④ 支援の目標・計画の共有と個人情報への対応

- ・支援目標や支援計画を共有しておく、それぞれの役割もより明確化され、より効率的な支援ができる。
- ・相談者から、相談者の個人情報を必要な機関に話すことの承諾を得ておく。

* 多機関連携の図(例)

それぞれの機関が有機的につながり、相談者の支援の全体像を把握する必要がある。



参考文献

- ・公益財団法人日本社会福祉士会多文化ソーシャルワーク調査研究事業検討委員会(2019)『滞日外国人支援基礎力習得のためのガイドブック』
(https://www.jacsw.or.jp/citizens/josei/documents/2018/tainichi/guide_A4.pdf)
- ・出入国在留管理庁監修(2025)『生活・就労ガイドブック～日本で生活する外国人の方へ 第7版』
- ・出入国在留管理庁監修(2024)『外国人支援コーディネーター養成研修テキストⅡ』.
- ・宮城孝(2015)「地域における社会資源の活用・調整・開発」社会福祉士養成講座編集委員編『地域福祉の理論と方法』中央法規
- ・一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟編集『ソーシャルワークの理論と方法(社会専門)』中央法規.
- ・公益社団法人日本産婦人科医会「No.104 外国人患者への対応と留意点」
(<https://www.jaog.or.jp/notes/note10708/> :2025.09.14)